

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	山下 泰樹
【住所又は本店所在地】	神奈川県横浜市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年8月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ドラフト
証券コード	5070
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山下 泰樹
住所又は本店所在地	神奈川県横浜市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ドラフト 経営開発推進室 霜田香織
電話番号	03-5412-1001

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	T D A 株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区南青山5丁目6番19号 MA5 9 F
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ドラフト 経営開発推進室 霜田香織
電話番号	03-5412-1001

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 7
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年8月14日
訂正箇所	令和7年8月21日に提出した変更報告書No. 7の記載の一部に不備があったため、以下の通り訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 7

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 8

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】****（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

該当事項なし

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2021年8月30日付で、日本証券金融株式会社との間に、提出者の保有株式につき、株式貸借契約書を締結しております。なお、対象となる株式は206,000株であります。